

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

| No. | 号機等    | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 1   | 2号機    | 可燃性ガス濃度制御系の加熱管表面温度検出器（B）の点検において、絶縁不良が認められたため、当該温度検出器を交換   | D    |    |
| 2   | 2号機    | タービン衛帯蒸気プロセス放射線モニタ装置のサンプリング用除湿器出口温度検出器の点検において、絶縁不良が認められたため、当該温度検出器を交換   | D    |    |
| 3   | 2号機    | 原子炉格納容器局所空調機冷却水出入口弁の動作確認において、ドライウェル除湿冷却系の膨張タンクから溢水（約2リットル、汚染無し）が認められたため、同タンク廻りを清掃   | D    |    |
| 4   | 2号機    | タービン建屋換気空調系排気ファン予備機選択スイッチを「A予備」位置に切り替えた際、通常では起動しないはずの排気ファン（A）が自動起動したため、当該制御回路を点検・修理   | D    |    |
| 5   | 3号機    | 原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系の試運転において、同系冷凍機の入口弁及びバイパス弁の開閉制御器に動作不良が認められたため、当該制御器を交換   | D    |    |
| 6   | 3号機    | 原子炉格納容器圧力抑制室プール水の温度記録計（B）用銘板に誤記が認められたため、当該銘板を交換   | D    |    |
| 7   | 5号機    | タービン建屋換気空調系地階バッテリー室内空調機のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃  | D    |    |
| 8   | 5号機    | 廃棄物地下貯蔵設備の廃スラッジ貯蔵タンク／使用済樹脂貯蔵タンクレベル記録計（警報スイッチ付）の記録用紙を交換する際、当該設備制御盤に「廃スラッジ貯蔵タンクレベル高」の警報が発生したため、当該レベル記録計を点検・修理                 | D    |    |
| 9   | 5号機    | タービン建屋地階復水ポンプ設置エリアの消火栓箱内にある通報用非常電話器の不具合（原因不明）により、火災報知器が動作し火災警報を誤発報させたため、当該電話機を点検・修理   | D    |    |
| 10  | 5号機    | 廃棄物処理系廃液ろ過器逆洗用水入口弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理   | D    |    |
| 11  | 6号機    | 原子炉格納容器雰囲気微粒子モニタの取替工事の際、サンプリングラック入口電磁弁（1台）の取付方向が流れ方向に対し、逆向きになっていたことが認められたため、当該弁を正規な向きに再取付                                   | C    |    |
| 12  | 集中環境施設 | 焼却工作建屋換気空調系の主排気プロセス放射線モニタ装置用サンプリングポンプ（B）に性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理   | D    |    |
| 13  | その他    | 人事異動による転出者の放射線下作業従事者解除手続きのため、「放射線管理手帳」の記載内容の確認の際、福島第一及び第二原子力発電所への併入登録者（計3名）について、福島第二原子力発電所での「放射線防護教育実施記録」の記載漏れが認められたため、対応検討 | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                                 | 主な具体例  |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>  |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul> |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>  |
| その他  | 上記以外の不適合事象                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで